

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和4年1月28日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2100377 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2100069 号

第 1 結論

請求者の A 社 B 支店 (現在は、C 社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 63 年 1 月 22 日から同年 1 月 12 日に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 63 年 1 月 12 日から同年 1 月 22 日まで

年金記録を確認したところ、昭和 63 年 1 月 12 日から同年 1 月 22 日までの期間に係る記録がないが、A 社 D 支店から B 支店に異動となり、一日も空けず勤務していたので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間に A 社 D 支店から同社 B 支店に異動となり、一日も空けず勤務していた旨主張するところ、C 社の人事記録に基づく回答により、請求者が A 社に継続して勤務 (昭和 63 年 1 月 12 日に A 社 D 支店から同社 B 支店に異動) していることが確認できることから、請求者の A 社 B 支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 63 年 1 月 12 日に訂正することが必要である。